

平成23年度統計法施行状況報告(概要)

平成24年6月

総務省政策統括官(統計基準担当)

- 1 統計法施行状況報告とは
- 2 統計法施行状況報告の構成
- 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進状況
- 4 基本計画 事項別推進状況
- 5 公的統計の作成状況
- 6 統計委員会の審議結果における重要検討事項への対応状況



政府統計

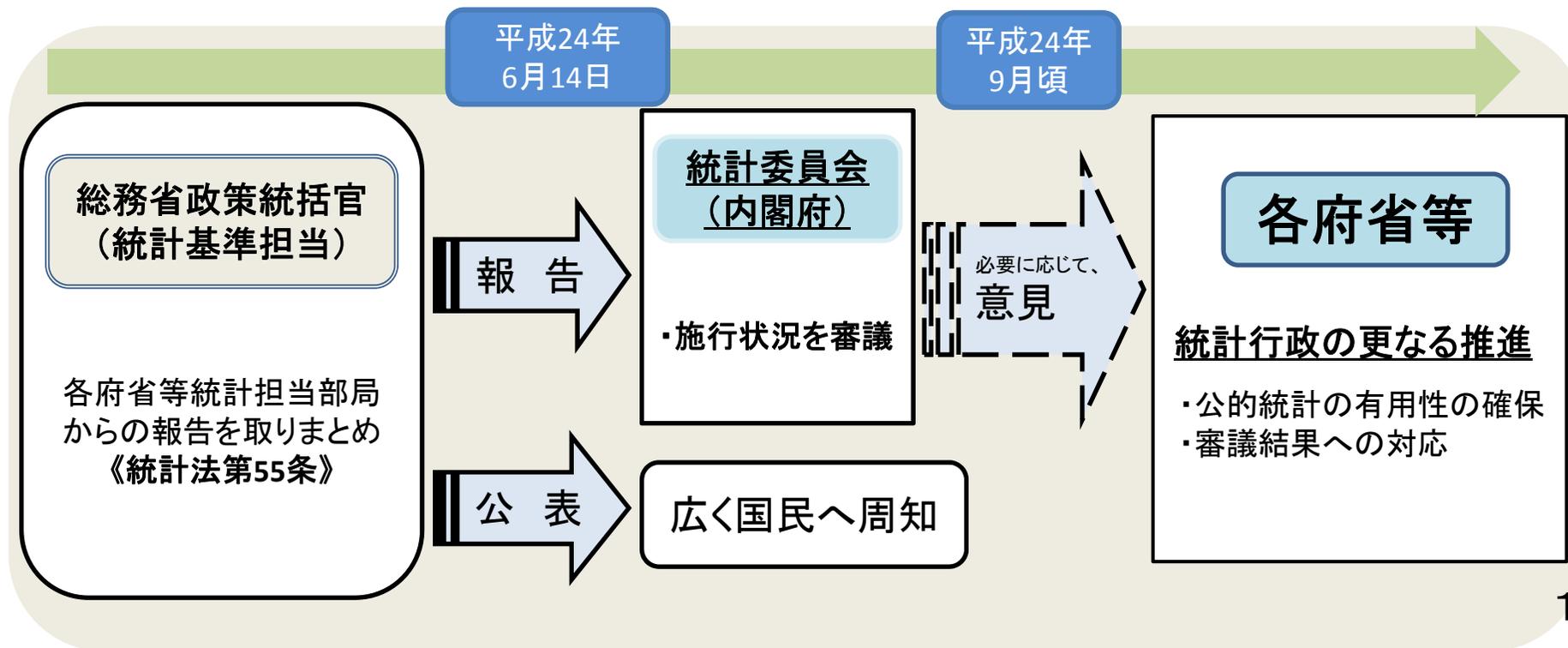
1 統計法施行状況報告とは

統計法施行状況報告

統計法(平成19年法律第53号)第55条に基づき、統計委員会、総務省政策統括官(統計基準担当)及び各府省等における統計行政の推進状況を、総務省において取りまとめたもの。

→ 総務省は、毎年度、施行状況を公表するとともに、統計委員会へ報告

平成23年度統計法施行状況報告審議の流れ



2 統計法施行状況報告の構成

平成23年度統計法施行状況報告の構成は、次のとおり。

I 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の推進状況

- ・ 基本計画の推進体制や推進状況などを記述。
 - 特に、今回は、基本計画において、「今後5年間に講ずべき具体的施策」として掲げられた196事項について、「実施済」、「検討中」などの推進実績を初めて把握。

(別編) 基本計画 事項別推進状況

- ・ 基本計画において、「今後5年間に講ずべき具体的施策」として掲げられた196事項ごとに、措置・取組状況を記述。

II 公的統計の作成

- ・ 基幹統計調査や一般統計調査の実施状況、東日本大震災に係る統計データの提供状況などを記述。

III 調査票情報の利用及び提供

- ・ オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供の状況などを記述。

IV 統計委員会

- ・ 昨年度の統計法施行状況に関する審議結果報告書に掲げられた重要検討事項への対応状況などを記述。

V その他

- ・ 統計情報の提供(e-Statの取組等)、「政府統計の統一ロゴタイプ」の策定などを記述。

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進状況

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)

「基本計画」の主な構成

第1) 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

公的統計の役割、公的統計の体系的整備の基本的な視点 など

第2) 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

統計相互の整合性及び国際比較可能性の向上に関する事項、社会的・政策的なニーズに応じた統計の整備 など

第3) 公的統計の整備を推進するために必要な事項

行政記録の活用等効率的な統計の作成、統計データの有効活用の推進 など

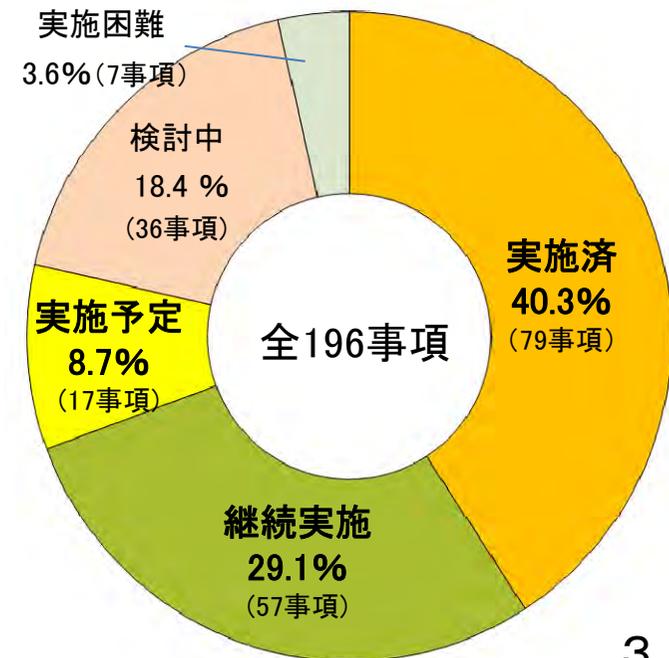
別表) 今後5年間に講ずべき具体的施策

→ 196事項毎にそれぞれの実施時期や担当府省を定めたいわゆる工程表(5ヶ年計画)に当たるもの

平成23年度末までの推進実績

平成23年度報告では、現行の基本計画の中間年にあたることから、同計画の「別表」に掲げられた196事項について、「実施済」、「検討中」などの推進実績の把握を初めて実施。

基本計画(別表)196事項のうち
153事項(78.1%)について
措置済
(実施済・継続実施・実施予定の合計)



4 基本計画 事項別推進状況

主な課題		対応状況
統計の体系的整備	<ul style="list-style-type: none"> ・全産業分野を網羅的に把握する「経済センサス」の的確な実施 ・「国民経済計算」の整備と一次統計等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス-活動調査を24年2月に初めて実施。 ・国民経済計算について、資産推計の充実・改善など作成基準を変更し、23年12月～24年1月に公表。
経済・社会の環境変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備 ・企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・24年10月就業構造基本調査等で、非求職理由と出産・育児の関係等調査項目を充実。 ・23年10月社会生活基本調査で、休暇取得日数や健康状態等の調査項目を追加して調査。
統計データの有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報技術を利用した統計データの提供・公表 ・研究等のニーズに応える匿名データ・オーダーメイド集計の作成・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府共同利用システム(e-Stat)等を活用した府省間でのデータ共有や外部提供を推進中。 ・調査ごとの匿名データ等の提供計画の策定・公表、新規匿名データの開発推進。
効率的な統計作成・統計リソースの確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報を活用した統計の整備 ・統計調査の非協力者への対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険情報等の行政記録情報について、事業所母集団データベースへの活用を推進。 ・23年10月18日の統計の日を契機に、「政府統計の統一ロゴタイプ」を策定。

5 公的統計の作成状況

公的統計の作成

◇ 基幹統計

・基幹統計調査の変更等

→ 全国物価統計調査の小売物価統計調査への統合(全国物価統計調査により、5年ごとに把握していた物価構造(店舗の場所や形態ごとの財・サービスの価格等)を毎年把握)。

・基幹統計調査の実施件数 39(うち、周期調査6、経常調査34 ※)

→ 「経済センサスー活動調査」を24年2月に初めて実施。

◇ 一般統計調査

・一般統計調査の実施件数 189 (うち、周期調査39、経常調査150)

⇒ **統計調査の実施件数 228**

※ 「医療施設調査」については、周期調査と経常調査を行っており、それぞれを1件と計上している。

調査票情報の利用及び提供状況

◇ 委託による統計の作成等の実施(オーターメード集計)

・提供が可能な統計調査 平成22年度 20調査(87年次分) ⇒ 平成23年度 23調査(119年次分)

◇ 匿名データ作成、提供

・提供が可能な統計調査 平成22年度 4調査(13年次分) ⇒ 平成23年度 6調査(34年次分)

6 統計委員会の審議結果における重要検討事項への対応状況

重要検討事項	主な対応状況
東日本大震災に係る統計データの提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域を調査対象から一時的に除外することや、被災地域の統計データを補完推計する等の措置を実施するとともに、被災に係る統計の公表を実施。
国民経済計算の整備と一次統計	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において具体的な検討スケジュールを明らかにする工程表を作成。当該工程表に設けた5つの課題に対応したプロジェクトチームを立ち上げ、関係省庁と検討中。
ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の母集団情報を提供する事業所母集団データベースについて、整備方針を作成し、労働保険情報などの行政記録情報等の活用を推進。
ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年就業構造基本調査で、非求職理由と出産・育児の関係等調査項目の充実。 ・平成24年雇用動向調査において、「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を細分化予定。
非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力調査において、平成25年1月実施分から有期雇用契約者数の把握を可能とするため、調査事項を充実予定。 ・平成24年就業構造基本調査において、1回あたりの雇用契約期間、雇用契約の更新回数等に関する調査事項を追加。
調査票情報の二次的利用、提供	<ul style="list-style-type: none"> ・オーダーメイド集計や匿名データの提供可能調査を拡充(22年24調査⇒23年29調査)。 ・統計データの二次的利用促進に関する研究会を開催し、諸外国における二次的利用の現状等を踏まえ、共通的な課題を検討。
統計職員等の人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・統計部局職員による学会の大会等における研究発表。 ・統計部局における大学等との人事交流を推進。
行政記録情報等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険情報の「経済センサスー活動調査」の調査対象名簿整備への活用等。 ・行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施。